

平成12年度

青森県公社等経営委員会  
検討結果報告書  
(第三セクター一点検評価事業)

平成13年3月

青森県公社等経営委員会

## 目 次

I	第三セクター点検評価事業の概要.....	1
1	趣 旨.....	1
2	点検評価事業の進め方 .....	1
(1)	会計専門部会の設置 .....	1
(2)	点検評価の方法.....	2
3	予備診断の基本的な考え方.....	2
(1)	予備診断の目的.....	2
(2)	予備診断の進め方.....	2
4	予備診断の方法と区分 .....	3
(1)	予備診断の方法.....	3
(2)	予備診断の区分.....	3
5	予備診断結果.....	3
(1)	商法法人.....	3
(2)	民法法人 .....	4
II	個別法人の予備診断結果.....	5
	下北汽船(株) .....	5
	(株)八戸港貿易センター .....	6
	(株)青森データシステム .....	7
	むつ小川原原燃興産(株) .....	8
	(財)青森県国民年金福祉協会.....	9
	(財)青森県勤労福祉協会 .....	11
	(財)青森学術文化振興財団.....	13
	(財)青森県生活衛生営業指導センター .....	14
	(社)青森県畜産物価格安定協会 .....	15
	(社)青森県林業コンサルタント .....	16
	(社)青森県水産振興会 .....	18
	(財)青森県育英奨学会.....	19
	資料.....	21
	第三セクターの経営予備診断票様式.....	21
	<商法法人> .....	21
	<民法法人> .....	32

## I 第三セクター点検評価事業の概要

### 1 趣 旨

本県においては、平成9年度から公社等経営委員会を設置し、県との関わりの深い31公社等について中長期経営計画の策定を柱とした経営の見直しを進めてきたが、将来にわたって県財政ひいては県民に対し過大な負担を招くことがないように、今回さらに対象を拡大して県との関わり度合いも考慮し、県の出資割合が25パーセント以上の12の商法、民法法人（以下「第三セクター」という。）を対象に新たに経営の点検評価を行うこととした。

#### 第三セクター点検評価事業対象法人

平成12年4月1日現在

対 象 法 人 名		県出資額(千円)	県出資割合(%)
商 法 法 人	下北汽船(株)	73,550	27.2
	(株)八戸港貿易センター	451,000	26.4
	(株)青森データシステム	17,500	35.0
	むつ小川原原燃興産(株)	2,500	25.0
民 法 法 人	(財)青森県国民年金福祉協会 (つがる富士見荘)	400	40.0
	(財)青森県勤労福祉協会 (はちのへハイツ)	450	45.0
	(財)青森学術文化振興財団	1,000,000	49.8
	(財)青森県生活衛生営業指導センター	1,500	29.1
	(社)青森県畜産物価格安定基金協会	160,000	27.8
	(社)青森県林業コンサルタント	400	40.0
	(社)青森県水産振興会	12,000	49.4
	(財)青森県育英奨学会	1,000	40.0

### 2 点検評価事業の進め方

#### (1) 会計専門部会の設置

第三セクター点検評価事業の実施にあたっては、青森県公社等経営委員会のなかに会計専門家6名で構成する会計専門部会を設け、第三セクターの経営悪化が県財政の負担増につながるということがないようにという観点から、経営状況の点検評価の具体的な手法を検討し、第三セクターの公益性にも配慮しながら総合的検討を行った。

## 会計専門部会メンバー

氏 名	職 業
吉沢 友則	八戸大学商学部教授（中小企業診断士）
藤谷 宏英	中小企業診断士
半田 敏久	有限会社半田研究所代表取締役（中小企業診断士）
岩間 裕子	岩間税務会計事務所経営（税理士）
柳谷 順三	柳谷会計事務所経営（公認会計士・税理士）
小野寺 高	小野寺高公認会計士事務所経営（公認会計士・税理士）

### （2）点検評価の方法

経営状況の点検評価にあたっては、国から示された『第三セクターに関する指針』によると、経営諸指標の分析、事業計画と実績との比較等を組み合わせた経営状況の予備診断を行うことが適当であるとされていることから、本県においても、国から示された例をも参考にして予備診断を実施した。

## 3 予備診断の基本的な考え方

### （1）予備診断の目的

予備診断は第三セクターの経営状況がどのようなレベルにあるか、特に深刻な経営難の状況にあるとすれば、抜本的な改善策を講じていく必要があるので、そのような法人を把握し、所管課が第三セクターの今後の運営改善や統廃合等を含めた、積極的な経営改善策を推進する手がかりとすることを目的に行うものである。

### （2）予備診断の進め方

- ① 事実を把握するために対象法人が経営予備診断票（商法法人、民法法人）を作成
- ② 所管課が対象法人の作成した経営予備診断票及び決算資料等に基づいて分析
- ③ 所管課が対象法人に対しヒアリングを実施
- ④ ①から③までの結果を総合して所管課が診断評価
- ⑤ 会計専門部会が所管課による診断評価と並行して経営予備診断票及び決算資料等を分析
- ⑥ 会計専門部会が所管課に対してヒアリングを実施
- ⑦ 会計専門部会が所管課の意見も参考にして抜本的な経営改善策の検討を要する法人を選定

## 4 予備診断の方法と区分

### (1) 予備診断の方法

- ① 経営の予備診断にあたっては、事業の性格(公益性など)から、赤字だから即、廃止とはいえないケース、逆に黒字だから良好とは必ずしもいえないケースもあることから、補助金、受託収入等との関連をも踏まえたうえで検討を行った。
- ② 民法法人の場合は、商法法人と異なり事業の損益という概念が一般的には使われないことから、独立採算の程度を把握するために、会計専門部会が独自に作成した様式に基づいて予備診断を行った。
- ③ 予備診断は財務数値のみだけではなく、法人の社会的役割や組織の運営状況なども勘案して行う必要があり、単年度のみではなく、過去3年間の推移にも着目して予備診断を行った。
- ④ 経営予備診断票の様式は法人区分(商法法人、民法法人)別に作成したが、商法法人に準じて分析可能なものは商法法人の様式により予備診断を行った。
- ⑤ 予備診断にあたって、商法法人の経営予備診断票の様式を適用したのは株式会社4法人、財団法人2法人の計6法人であり、民法法人の経営予備診断票の様式を適用したのは社団法人3法人、財団法人3法人の計6法人である。

### (2) 予備診断の区分

予備診断にあたっては、商法法人についてはAからCまでの3段階評価、民法法人についてはAからDまでの4段階評価とした。

商法法人の評価区分	
A	経営努力を行いつつ事業は継続
B	事業内容の見直し等による経営改善が必要
C	深刻な経営難にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要

民法法人の評価区分	
A	良好な経営状態
B	経営努力を行いつつ事業は継続
C	事業内容の見直し等による経営改善が必要
D	深刻な経営難にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要

## 5 予備診断結果

### (1) 商法法人

商法法人の予備診断結果はA評価が2法人、B評価が1法人、C評価が3法人となった。

この結果、B評価とC評価の4法人のうち、下北汽船、八戸港貿易センター及び青森県勤労福祉協会の3法人を抜本的な経営改善策の検討等を所管課に求める法

人として選定した。

なお、青森県国民年金福祉協会については、県立母子休養ホームはるか荘の運営に関して所管課に「事務事業評価」の検討結果の報告を求めることとした。

#### 商法法人の予備診断結果

対象法人名	診断票結果	所管課	評価	公社等経営委員会の評価結果	
				所管課に求める事項	評価
下北汽船（株）	C	新幹線・交通政策課	B	抜本的経営改善策の検討	C
（株）八戸港貿易センター	B	商工政策課	B	抜本的経営改善策の検討	B
（株）青森データシステム	C	労政課	B		A
むつ小川原原燃興産（株）	A	むつ小川原開発・エネルギー対策室	A	経営指標分析から若干の注意点があることから、今後の検討	A
（財）青森県国民年金福祉協会	C	健康福祉政策課、こどもみらい課	C	はるか荘の検討結果報告	C
（財）青森県勤労福祉協会	C	労政課	C	抜本的経営改善策の検討	C

（注1）評価区分はA、B、Cの3段階。

（注2）（財）青森県国民年金福祉協会及び（財）青森県勤労福祉協会は民法法人であるが、損益計算書を作成しているため商法法人の経営予備診断票により評価した。

#### （2）民法法人

民法法人の予備診断結果はA評価が1法人、B評価が5法人となった。

なお、B評価の青森学術文化振興財団、青森県林業コンサルタント及び青森県育英奨学会の計3法人に対しては所管課にそれぞれ提言を行った。

#### 民法法人の予備診断結果

対象法人名	診断票結果	所管課	評価	公社等経営委員会の評価結果	
				所管課に求める事項	評価
（財）青森学術文化振興財団	A	企画調整課	A	事業の充実	B
（財）青森県生活衛生営業指導センター	C	生活衛生課	A		B
（社）青森県畜産物価格安定基金協会	C	畜産課	B		A
（社）青森県林業コンサルタント	A	林政課	A	入札方式の改善	B
（財）青森県水産振興会	C	漁政課	B		B
（財）青森県育英奨学会	D	学務課	B	学生寮事業の改善	B

（注）評価区分はA、B、C、Dの4段階。

## Ⅱ 個別法人の予備診断結果

### 下北汽船（株）

【担当：柳谷委員 藤谷委員 半田委員】

#### 1 法人の概要

代表者	代表取締役 菊池武正																		
設立年月日	昭和42年11月2日																		
役員・従業員	取締役13人（うち常勤1人）、監査役3人（うち常勤0人）、従業員20人（うち常勤20人）																		
資本金	270,000千円（うち青森県からの出資73,550千円）																		
株主構成	平成12年7月末現在上位5株主 <table border="1"><thead><tr><th>出資者</th><th>株数</th><th>出資割合%</th></tr></thead><tbody><tr><td>弘南バス(株)</td><td>181,900</td><td>33.4</td></tr><tr><td>青森県</td><td>147,100</td><td>27.2</td></tr><tr><td>蟹田町</td><td>54,400</td><td>10.1</td></tr><tr><td>脇野沢村</td><td>29,700</td><td>5.5</td></tr><tr><td>東日本フェリー(株)</td><td>12,000</td><td>2.2</td></tr></tbody></table>	出資者	株数	出資割合%	弘南バス(株)	181,900	33.4	青森県	147,100	27.2	蟹田町	54,400	10.1	脇野沢村	29,700	5.5	東日本フェリー(株)	12,000	2.2
出資者	株数	出資割合%																	
弘南バス(株)	181,900	33.4																	
青森県	147,100	27.2																	
蟹田町	54,400	10.1																	
脇野沢村	29,700	5.5																	
東日本フェリー(株)	12,000	2.2																	
主な業務	青森・脇野沢・佐井間（高速船ほくと）の航路運航 蟹田・脇野沢間のフェリー（かもしか）の運航																		
主な収益	航路補助金収入、旅客運賃、自動車航送運賃																		

#### 2 予備診断結果

判定 C（参考：診断票結果C、所管課評価B）

本法人は、平成13年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人として選定する。

#### 3 所見

- 平成12年3月31日現在の未処理損失は、2億97百万余円で27百万余円の債務超過となっている。
- 平成12年3月31日現在における、短期及び長期借入金合計が3億27百万余円になっており、具体的な返済計画の作成など早急な対応策の検討が必要である。
- 離島航路（青森・佐井）の補助金については、国が認定した本法人の実績欠損額から国庫補助額（標準欠損額）を控除した残額が、県補助額となっている。このため、県補助額は国の標準欠損額の算定に左右され、金額に歯止めがかからないおそれがある。
- フェリー航路（蟹田・脇野沢）については、補助基準により県が経費を査定し、県、蟹田町、脇野沢村が補填する仕組みになっているが、補助対象以外の経費支出があり赤字が発生している。

(株) 八戸港貿易センター

【担当：吉沢委員 岩間委員 小野寺委員】

1 法人の概要

代表者	代表取締役 橋本昭一		
設立年月日	平成8年7月26日		
役員・従業員	取締役15人(うち常勤1人)、監査役3人(うち常勤1人)、従業員6人(うち常勤6人)		
資本金	1,709,500千円(うち青森県からの出資451,000千円)		
株主構成	平成12年7月末現在上位5株主		
	出資者	株数	出資割合%
	八戸市	9,060	26.5
	青森県	9,020	26.4
	産業基盤整備基金	5,020	14.7
	(株)青森銀行	1,200	3.5
(株)みちのく銀行	1,200	3.5	
主な業務	輸入促進基盤施設の管理運営・賃貸事業、貿易の促進に関する企画・調査及びコンサルタント業務		
主な収益	ターミナル・オフィス賃貸収益、県及び八戸市からの受託収益		

2 予備診断結果

判定 B (参考：診断票結果B、所管課評価B)

本法人は、平成13年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人として選定する。

「経営の健全度の診断」及び「事業計画と実績との対比」等を検討した結果、自ら積極的に経営改善に取り組む姿勢がより必要であると判断する。また、所管課には本法人の経営改善の努力を促すよう働きかけることを期待する。

3 所見

(1) 設立時(平成8年)の収支予測と最新の実績及び今後の収支予測との乖離が大きく、また、その理由も「経済状況の悪化」等明確でない。

地域振興のための第三セクターであっても、近年の地方公共団体への徹底した行政改革要請の下では、今後10年以上も赤字の累積が続く見込みの損益計画(平成12年4月作成)を安易に容認するわけにはいかない。

(2) 県・市からの出資の他、人的支援、事業委託、賃料補填措置などを講じた後の赤字であり、県の財政負担軽減の見通しが立っていない。



(株) 青森データシステム

【担当：吉沢委員 岩間委員 小野寺委員】

1 法人の概要

代表者	代表取締役 間山克子		
設立年月日	平成7年9月28日		
役員・従業員	取締役6人(うち常勤3人)、監査役2人(うち常勤0人)、 従業員46人(うち常勤46人)		
資本金	50,000千円(うち青森県からの出資17,500千円)		
株主構成	平成12年7月末現在		
	出資者	株数	出資割合(%)
	(株)みちのく計画	410	41.0
	青森県	350	35.0
	青森市	90	9.0
	(株)青森銀行	50	5.0
	(株)みちのく銀行	50	5.0
	青森ガス(株)	50	5.0
主な業務	コンピュータによる地図情報処理及びデータ入力業務等を行う重度障害者多数雇用モデル事業所		
主な収益	システム設計受託収益、測量業務受託収益、重度障害者多数雇用モデル事業所等助成金		

2 予備診断結果

判定 A (参考：診断票結果 C、所管課評価 B)

本法人は、平成13年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人には該当しないと判断する。

3 所見

- (1) 設立目的である重度障害者多数雇用モデル事業所としての機能は果たされていると認められる。
- (2) 経営体としての基盤は、技術的に高度なGIS(地理情報システム)を有しており、また損益分岐点からみても特に問題点は見られない。
- (3) 平成11年度の経營業績は赤字であるが、単年度の特殊事情によるものであり、平成12年度の黒字及び累積欠損金は解消されると判断する。
- (4) 会社の運営に当たっては、県からの財政支出(赤字補填)は行わないことが、会社設立時の出資者の協定書によって確認された。

## むつ小川原原燃興産（株）

【担当：柳谷委員 藤谷委員 半田委員】

### 1 法人の概要

代表者	代表取締役社長 葛西勝尚		
設立年月日	昭和 62 年 4 月 1 日		
役員・従業員	取締役 5 人（うち常勤 2 人）、監査役 2 人（うち常勤 0 人）、 従業員 102 人（うち常勤 102 人）		
資本金	10,000 千円（うち青森県からの出資 2,500 千円）		
株主構成	平成 12 年 7 月末現在		
	出資者	株 数	出資割合%
	日本原燃(株)	100	50.0
	青森県	50	25.0
六ヶ所村	50	25.0	
主な業務	原子燃料サイクル施設及び付帯設備の運転・保守管理業務、PR 館の管理運營業務等		
主な収益	日本原燃(株)からの受託収益		

### 2 予備診断結果

判 定 A （参考：診断票結果A、所管課評価A）

本法人は、平成13年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人には該当しないと判断する。

### 3 所 見

- (1) 本法人は地元雇用の確保（現在102人）及び本法人からの再委託事業が11億5千4百万円（平成11年度）に達するなど、設立の目的である地元雇用の拡大、地域振興に貢献している。
- (2) 本法人は原子燃料サイクル施設及び付帯設備の運転・保守管理の補助業務などを日本原燃(株)から受託しているが、県からの受託事業はこれまでなかった。現時点では県からの財政負担の可能性は低いと判断する。

### 4 提 言

本法人の性格上やむを得ない面もあるが、経営諸指標の分析の結果、自己資本比率の低さなど若干の注意点がみられるので、今後の検討を望む。

(財) 青森県国民年金福祉協会

【担当：吉沢委員 岩間委員 小野寺委員】

1 法人の概要

代表者	理事長 中野 馨司 (鶴田町長)		
設立年月日	昭和 50 年 3 月 28 日		
役員・職員	理事 8 人 (うち常勤 1 人)、監事 2 人 (うち常勤 0 人)、職員 16 人 (うち常勤 16 人)		
基本財産	1,000 千円 (うち青森県からの出捐 400 千円)		
主な出資者又は出捐者	平成 12 年 7 月末現在		
	出捐者	出捐額(千円)	出捐割合 (%)
	青森県	400	40.0
	鶴田町	400	40.0
	青森県国民年金協会	100	10.0
青森県母子寡婦福祉協会	100	10.0	
主な業務	・ 国民年金保養センターつがる富士見荘経営受託 ・ 青森県母子休養ホームはるか荘の管理受託		
主な収益	宿泊施設利用料収入、売店収入、県からの受託料収入		

2 予備診断結果

判定 C (参考：診断票結果C、所管課評価C)

以下の理由により、本法人はC評価ではあるが、平成 13 年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人には該当しないと判断する。

ただし、県立母子休養ホームはるか荘については、「事務事業評価」を受けた所管課の検討結果を今後求めることとする。

3 所見

(1) 県立母子休養ホームはるか荘の管理

- ① 県から管理を受託している母子家庭のレクレーションその他休養を目的とした日帰り施設である県立母子休養ホームはるか荘は、利用者が減少し、老朽化も進んでいる。  
また、県は設立当時、「はるか荘」の管理委託をするために本法人に出捐したことが確認された。
- ② はるか荘の運営費(県の委託料)については、平成 12 年度の県の「事務事業評価」において廃止の方向で検討が求められた。

(2) 国民年金保養センターつがる富士見荘の経営

① 国民年金保養センターつがる富士見荘は、平成 12 年 4 月 1 日、国（社会保険庁）から直接本法人に経営が委託されることになり、許認可権を含め経営に関する責任を国が直接担うことになった。

② 本法人の赤字の原因はつがる富士見荘の利用率の低下にあるが、所管課は建て替えができれば黒字転換が可能だとしている。

しかし、仮に建て替える場合でも国の責任で行い、県からの財政支援はしないことが確認された。

③ つがる富士見荘など国等が設置主体となる公的施設については、早期(5 年以内)の廃止、民営化その他の合理化を行うことを柱とする、閣議決定が平成 12 年 5 月になされている。

これを受け、今後の当センターの経営については、国の対応を見守らざるを得ない。

(参考)

(財) 青森県国民年金福祉協会、(財) 青森県勤労福祉協会に関する閣議決定

民間と競合する公的施設の改革について

(平成 12 年 5 月 26 日閣議決定抜粋)

2 既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置

官民のイコール・フッティング（税制を含めた同一競争条件の確保）の観点から、施設ごとの独立採算性を原則とし、一定の基準に基づいて個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期に（5 年以内）の廃止、民営化その他の合理化を行う。

## (財) 青森県勤労福祉協会

【担当：柳谷委員 藤谷委員 半田委員】

### 1 法人の概要

代表者	理事長 蝦名 武 (青森県商工観光労働部長)		
設立年月日	昭和 50 年 9 月 17 日		
役員・職員	理事 10 人 (うち常勤 1 人)、監事 2 人 (うち常勤 0 人)、 職員 14 人 (うち常勤 14 人)		
基本財産	1,000 千円 (うち青森県からの出捐 450 千円)		
主な出資者又は出捐者	平成 12 年 7 月末現在		
	出捐者	出捐額 (千円)	出捐割合 (%)
	青森県	450	45.0
	八戸市	450	45.0
八戸地区雇用対策協議会	100	10.0	
主な業務	青森勤労総合福祉センターはちのへハイツ管理運営等		
主な収益	料理・飲食売上、席室料		

### 2 予備診断結果

判 定 C (参考：診断票結果 C、所管課評価 C)

本法人は、平成 13 年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人として選定する。

平成 13 年 1 月 22 日、県と八戸市との間で青森勤労総合福祉センター「はちのへハイツ」に関する覚書が交わされ、平成 15 年度までのできるだけ早い時期に、はちのへハイツは八戸市が決定する新たな運営主体によって運営される見通しであるが、それまでの期間、県は覚書に基づき八戸市に対し財政支援を行うことになる。平成 11 年度の経営状況等で判断する限り、本法人の運営見通しは厳しく県及び八戸市の支援によっても好転する保証はない。

したがって、できるだけ県の財政負担の軽減をはかる観点から、経営改善策の検討を求める対象法人に該当すると判断した。

### 3 所見

(1) 平成 11 年度の財務状況からみると、次のような問題点がある。

- ① 当期損失は 53 百万円、累積損失は 3 億 45 百万円に達しており、また長短あわせて 1 億 26 百万円の借入金残高 (県：75 百万円、八戸市：51 百万円) がある。
- ② 現状のまま推移すれば今後も赤字が続き、借入金も増加していくことが予想される。

- (2) 本法人が運営する「はちのへハイツ」の経営改善のためには、売上高の増伸とそれに伴う利益の確保が必要であるが、これまで売上高に貢献してきた婚礼及び社員研修等による売上の回復は極めて厳しい状況にある。
- (3) 民間と競合する公的施設について、閣議決定がなされ（平成12年5月）、経営成績の如何によっては、早期（5年以内）に廃止、民営化、その他の合理化を行うべきことが示されており、はちのへハイツもこの対象となる。

(財) 青森学術文化振興財団

【担当：柳谷委員 藤谷委員 半田委員】

1 法人の概要

代表者	理事長職務代理者 山崎五郎常務理事		
設立年月日	平成4年7月1日		
役員・職員	理事7人(うち常勤1人)、監事2人(うち常勤0人)、 職員9人(うち常勤9人)		
基本財産	2,010,000千円(うち青森県からの出捐1,000,000千円)		
主な出資者又は出捐者	平成12年7月末現在		
	出捐者	出捐額(千円)	出捐割合(%)
	青森県	1,000,000	49.75
	青森市	1,000,000	49.75
学校法人青森県自動車学校	10,000	0.50	
主な業務	・地域における教育・研究活動等の振興 ・青森公立大学の国際交流への助成等		
主な収入	基本財産運用収入		

2 予備診断結果

判定 B (参考：診断票結果A、所管課評価A)

本法人は、平成13年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人には該当しないと判断する。

3 所見

- (1) 基本財産運用収入を中心に健全に運営されており、独立採算性が保たれており、財務的には問題ない。
- (2) 本法人の寄附行為の目的では、「地域における教育・研究活動等の振興を図り、もって県内の学術・文化の発展に寄与する」ことを目的としているが、主な事業費の支出先は青森公立大学関係に限られている。
- (3) 本法人は、平成11年度に民間から寄付を受けた1億8百万円のうち1千万円を基本財産に組み入れた結果、県の出捐割合が50パーセントを割り、県議会への経営状況の報告が不要となったほか、県の条例により情報公開の努力義務を課すこととした対象法人からも外れる結果となった。

4 提言

本法人の寄附行為の目的にあるように、青森公立大学関係に限らず、地域又は県内を対象とした、幅広い活動が望まれる。

(財) 青森県生活衛生営業指導センター

【担当：柳谷委員 藤谷委員 半田委員】

1 法人の概要

代表者	理事長 山本昭三		
設立年月日	昭和 58 年 3 月 30 日		
役員・職員	理事 12 人(うち常勤 1 人)、監事 2 人(うち常勤 0 人)、 職員 3 人(うち常勤 3 人)		
基本財産	5,160 千円 (うち青森県からの出捐 1,500 千円)		
主な出資者又は出捐者	平成 13 年 1 月末現在		
	出捐者	出捐額(千円)	出捐割合(%)
	青森県	1,500	29.1
	県内 8 市	500	9.7
	生活衛生同業組合(11 組合)	3,160	61.2
主な業務	理美容業、クリーニング業、興行業、旅館ホテル業等生活衛生同業者組合の経営指導等		
主な収入	補助金収入		

2 予備診断結果

判定 B (参考：診断票結果 C、所管課評価 A)

本法人は、平成 13 年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人には該当しないと判断する。

3 所見

- (1) 本法人は、法律に基づいて設立された生活衛生関係営業の経営の健全化等を目的とした指導機関であり、独立採算過不足額を算定するに際し補助金収入を収益・利益とみなして評価することはやむを得ないものと判断する。
- (2) 本法人の補助金には、国、県がそれぞれ 2 分の 1 を負担している環境衛生営業指導助成費補助金と、県単独補助である環境衛生営業振興事業費補助金の二つがあるが、当面県からの財政負担は増えないとの見解が示された。
- (3) 平成 11 年度の収支差額がマイナスになっている原因は資金留保性の特定預金積立支出によるものであり、特に問題はないと認められる。
- (4) 管理比率や人件費比率が高率となっているが、これは経営相談員設置事業、相談室運営事業など、職員を配置すること自体が事業になっている本法人の特殊性によるものであり、健全性に問題はないと認められた。



(社) 青森県畜産物価格安定協会

【担当：吉沢委員 岩間委員 小野寺委員】

1 法人の概要

代表者	会長理事 川原英雄		
設立年月日	昭和 47 年 10 月 13 日		
役員・職員	理事 11 人 (うち常勤 1 人)、監事 2 人 (うち常勤 0 人)、職員 3 人 (うち常勤 3 人)		
基本財産	575,510 千円 (うち青森県からの出資 160,000 千円)		
主な出資者又は出捐者	平成 12 年 7 月末現在		
	出資者	出資額(千円)	出資割合(%)
	青森県	160,000	27.8
	青森県配合飼料価格安定基金協会	120,500	20.9
	農協連合会 4 団体	117,200	20.4
	関係市町村 51 団体	97,920	17.0
	関係農業協同組合	77,190	13.4
青森県肉用牛開発公社	2,700	0.5	
主な業務	肉用子牛の生産者補給金及び肉豚価格差補填金の交付		
主な収入	積立金収入、補助金収入、補給金収入		

2 予備診断結果

判定 A (参考：診断票結果 C、所管課評価 B)

本法人は、平成 13 年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人には該当しないと判断する。

3 所見

- (1) 事業のしくみ及び運営は、法律・通達・要領等に則って確立されており、業務処理もオンラインで一元管理されており適正と判断した。
- (2) 独立採算は確保されていないが、事業運営の主体となるものが制度上の補填金、補助金であることを勘案すると、経営上の問題とするに及ばないと判断した。
- (3) 本法人に係る県の財政支出は、基金造成のための制度上の義務的負担のみであり、それ以外の負担はないことが確認された。

(社) 青森県林業コンサルタント

【担当：吉沢委員 岩間委員 小野寺委員】

1 法人の概要

代表者	理事長 仙北富志和（青森県農林部長）		
設立年月日	昭和 47 年 11 月 10 日		
役員・従業員	理事 9 人（うち常勤 1 人）、監事 2 人（うち常勤 0 人）、 職員 10 人（うち常勤 10 人）		
基本財産	1,000 千円（うち青森県からの出資 400 千円）		
主な出資者又は出捐者	平成 12 年 7 月末現在		
	出資者	出資額(千円)	出資割合(%)
	青森県	400	40.0
	青森県治山林道協会	200	20.0
	青森県森林組合連合会	200	20.0
青森県市町村林野振興対策協議会	200	20.0	
主な業務	治山、林道の測量設計等		
主な収入	受託料収入		

2 予備診断結果

判定 B（参考：診断票結果 A、所管課評価 A）

本法人は平成 13 年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人には該当しないと判断する。

ただし、以下に述べる入札方式の改善への取り組みを今後求めることとする。

3 所見

(1) 本法人は、GPS（汎地球測位システム）等高度な技術を有し、近年は間伐材利用など新業務への取り組みを行うなど、森林土木事業に係る技術集団として県行政の委託に応え、設立目的を全うしている。

(2) 事業の独立採算は維持されており、決算も概ね良好である。今後も受注量は安定的に見込まれる。

#### 4 提 言

(1) 本法人に対する県の発注は、技術的な特殊性を理由に随意契約が過半を占めていることは改善すべき点として指摘される。この点については、近年一部業務を対象として、分割発注により競争入札方式を試行して様子を見ているとのことであるが、競争入札方式の採用を強く望むものである。

そのためには、同方式を採用している岩手県・秋田県等の状況調査を実施し、具体的な是正策検討につなげていく必要があると考える。

(2) 提出された明細資料をみると、たとえば職員一人当たり研修費（年額）40万円等に見られるように、経費節減の余地が大きいと思われる。

については、慣例にとらわれず真摯な取り組みを望みたい。

(社) 青森県水産振興会

【担当：柳谷委員 藤谷委員 半田委員】

1 法人の概要

代表者	会長 植村正治		
設立年月日	昭和 32 年 10 月 19 日		
役員・職員	理事 16 人 (うち常勤 1 人)、監事 3 人 (うち常勤 0 人)、 従業員 2 人 (うち常勤 2 人)		
基本財産	24,280 千円 (うち青森県からの出資 12,000 千円)		
主な出資者又は出捐者	平成 12 年 7 月末現在上位 5 者		
	出資者	出資額(千円)	出資割合 (%)
	青森県	12,000	49.4
	関係市町村 26 団体	7,400	30.5
	関係沿海漁協 49 団体	1,910	7.8
	県漁連等関係 9 団体	1,690	6.9
(株)八戸魚市場	75	0.3	
主な業務	内外水産資源の培養、開発及び水産経営の安定並びに水産関連産業の振興		
主な収入	会費収入、補助金収入		

2 予備診断結果

判定 B (参考：診断票結果 C、所管課評価 B)

本法人は、平成 13 年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人には該当しないと判断する。

3 所見

(1) 本法人への県補助金は年間 76 万円であり、これは県内 27 市町村、水産関係団体及び漁協等からの会費に見合う額であることを確認した。

したがって、本法人に対する県からの新たな財政負担が生じる可能性は低い。

(2) 現在のところ補助金増額の考えがないことが所管課から示され、限られた財源の範囲で事業を実施する方針であることを確認したことから、この方針は妥当であると判断する。

## (財) 青森県育英奨学会

【担当：吉沢委員 岩間委員 小野寺委員】

### 1 法人の概要

代表者	理事長 永井敏彦		
設立年月日	昭和 54 年 11 月 1 日		
役員・職員	理事 12 人 (うち常勤 0 人)、監事 2 人 (うち常勤 0 人)、 従業員 11 人 (うち常勤 3 人)		
基本財産	2,500 千円 (うち青森県からの出捐 1,000 千円)		
主な出資者又は出捐者	平成 12 年 7 月末現在		
	出捐者	出捐額(千円)	出捐割合(%)
	青森県	1,000	40.0
	任意団体旧青森県学生寮	1,500	60.0
主な業務	育英奨学金の貸与及び青森県学生寮の管理運営		
主な収入	預金収入、補助金収入、返還金収入、寮費収入		

### 2 予備診断結果

判定 B (参考：診断票結果D、所管課評価B)

本法人は、平成 13 年度に抜本的な経営改善策の検討を求める対象法人には該当しないと判断する。

ただし、以下に述べる改善への取り組みを今後求めることとする。

### 3 所見

#### (1) 奨学金貸与事業

事業としては独立採算は困難であり、将来とも県の財政支出は不可避であるが、事業の性格上やむを得ないと判断した。

貸付金の回収状況には特段の問題点は見られない。

#### (2) 学生寮事業

本事業は、今後老朽化が進行するのに伴う大規模修繕問題、また女子学生入寮受入れ問題等課題は多々あり、今後十分な検討取り組みが不可欠である。

#### 4 提 言

学生寮事業には、民間の不動産運用事業の長所を取り入れて、事業経営感覚を転換する必要が認められる。

たとえば、過去10年間寮費据置き、将来に備えた修繕費積立方式の欠如、将来の改築も当然県が行うべきとの発想等、事業経営のシステムに問題がある。

民活方式を含め、外部のノウハウをも導入した中長期的視野での改善への計画的な取り組みを望みたい。

資料

第三セクターの経営予備診断票様式

<商法法人>

**第三セクターの経営の予備診断票**

**<商法法人>**

平成 12 年度青森県公社等経営委員会

## 目 次

I	法人の概要	.....	22
II	財務の状況	.....	24
III	財務分析	.....	28
IV	自己評価に関する自由記述	.....	29
V	診断票	.....	30
	1. 判定のフローチャート	.....	30
	2. 所管課判定	.....	31



I 法人の概要

1 法人名称	( )		
2 主たる事務所	〒	TEL FAX	
3 代表者	職名	氏名	
4 事務責任者	職名	氏名	
5 主務所管部局			
6 設立年月日	年 月 日		
7 役員・従業員	取締役数	人(うち常勤 人)	監査役数 人(うち常勤 人)
	従業員数	人(うち常勤 人)	
8 資本金	資本金 うち青森県からの出資		千円 千円
9 目的	(定款または寄付行為に定める目的等)		
10 会社沿革			
11 株主構成	【平成12年7月末現在】		
	氏名	住所	株式数 割合(%)
12 組織図・人員 (12年7月末現在)			
13 県職員の関与 状況 (12年7月末現在)	常勤役員の中に元県職員が _____ 人	取締役( 人) 監査役( 人)	
	常勤職員の中に元県職員が _____ 人		



注1：減価償却方法（例：定額法による税法基準の償却率）

[

	9年度	10年度	11年度
償却過不足額			

償却過不足額の当該年度分は損益計算に加味する。また、償却過不足額の累計を貸借対照表の固定資産及び当期末処分利益に加味する。

注2：退職給与引当金の引当方法

[

引当していない場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、前期末残高との差額を損益計算に加味し、当期末残高を貸借対照表の固定負債及び当期末処分利益に加味する。

	8年度	9年度	10年度	11年度
退職金期末要支給額				



3 補助金等の受  
入

対 象 区 分	国・地方 公共団体	9 年 度	10 年 度	11 年 度
補 助 金 収 入 ※1	国			
	県			
	その他			
受 託 収 入 ※2	国			
	県			
	その他			
そ の 他 ※3	国			
	県			
	その他			
計				

※1～※3の具体的な内容

Ⅲ 財務分析

(単位：%小数点1桁)

比率の名称		算式	類似他社	9年度	10年度	11年度
収 益 性	経営資本経営利益率	$\frac{\text{経常利益}}{\text{資産合計}}$	当 社			
	売上高経営利益率	$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}}$	当 社			
	経営資本回転率 (単位：回小数点2桁)	$\frac{\text{売上高}}{\text{資産合計}}$	当 社	回	回	回
安 全 性	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	当 社			
	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本} + \text{固定負債}}$	当 社			
	自己資本比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{資産合計}}$	当 社			
成 長 性	経常利益成長率	$\frac{\text{当期経常利益} - \text{前期経常利益}}{\text{前期経常利益}}$	当 社			
	売上高成長率	$\frac{\text{当期売上高} - \text{前期売上高}}{\text{前期売上高}}$	当 社			
	自己資本成長率	$\frac{\text{当期自己資本} - \text{前期自己資本}}{\text{前期自己資本}}$	当 社			

#### IV 自己評価に関する自由記述

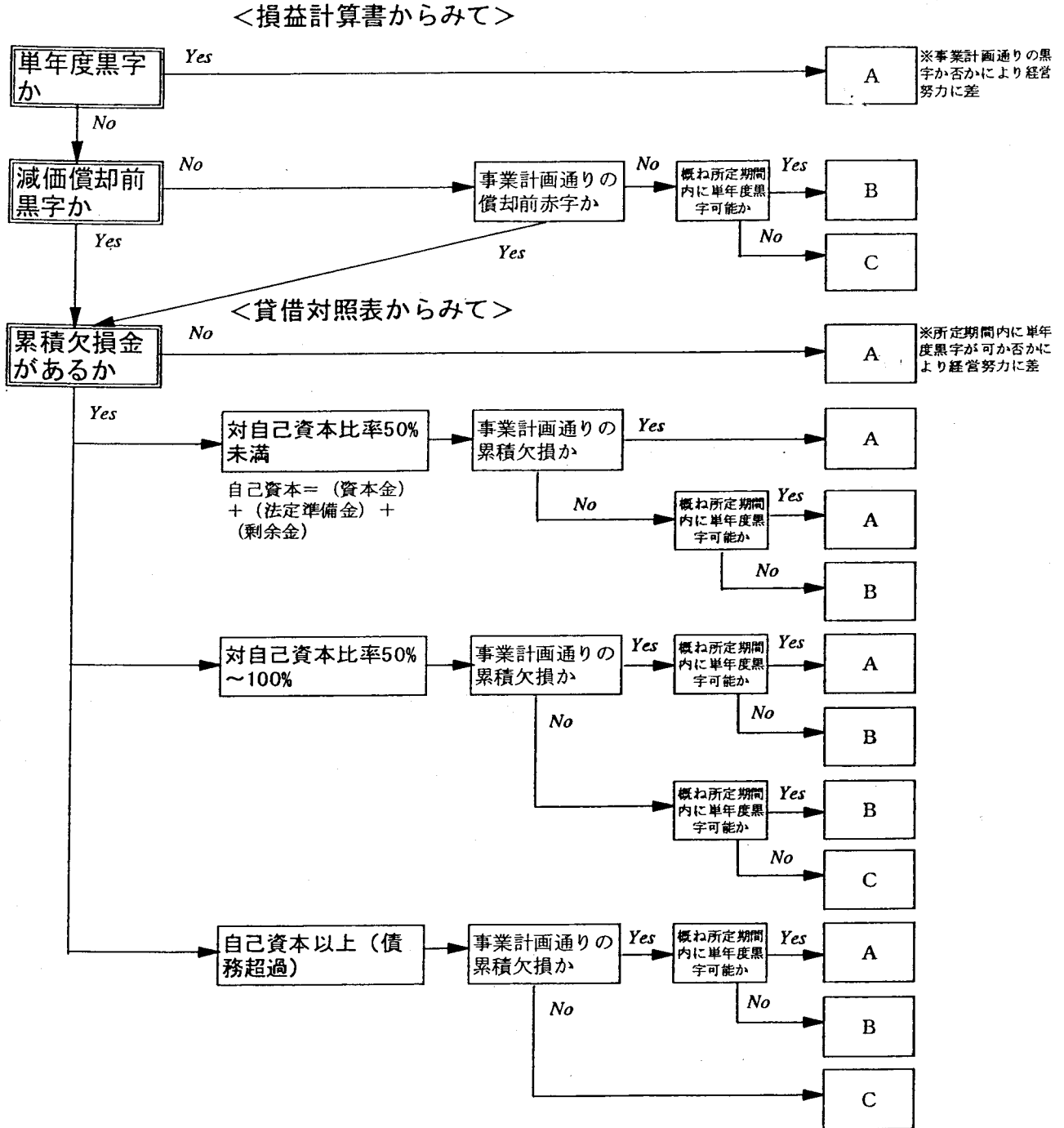
1. 設立後、現在までの社会経済情勢の変化に対応して事業内容等の見直しを行いましたか。

2. 事業遂行の効率性について、どのように自己評価していますか。

3. 経営者として把握している現在の課題・問題点は何ですか。

# V 診断票

## 1. 判定のフローチャート（下記に該当する Yes、No 及び A～C を丸で囲むこと）



- A：経営努力を行いつつ事業は継続
- B：事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要
- C：深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要



## 2. 所管課判定

第三セクターの業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべきでない理由なども考慮し、判定を変更する場合にはその理由を具体的に記載する。

<所管課としての判定>      A      B      C

<判定変更理由>

資料

第三セクターの経営予備診断票様式

<民法法人>

**第三セクターの経営の予備診断票**

**<民法法人>**

平成 12 年度青森県公社等経営委員会

## 目 次

I	法人の概要	.....	34
II	財務の状況	.....	36
III	財務分析	.....	40
	1. 独立採算過不足額	.....	40
	2. 財務分析表	.....	41
IV	自己評価に関する自由記述	.....	43
V	診断票	.....	44
	1. 判定のフローチャート	.....	44
	2. 所管課判定	.....	45

I 法人の概要

1 法人名称	財団 (7)がナ ) 社団法人			
2 主たる事務所	〒		TEL FAX	
3 代表者	職名	氏名		
4 事務責任者	職名	氏名		
5 主務所管部局				
6 設立年月日	年 月 日			
7 役員・事務員	理事数	人 (うち常勤 人)	監事数	人 (うち常勤 人)
	事務員数	人 (うち常勤 人)		
8 基本構成	(1)基本財産 千円 うち青森県からの出資または出捐 千円		(2)社団法人 会員数	法人 社 個人 人
9 目的	(定款または寄付行為に定める目的等)			
10 事業	(定款または寄付行為に定める事業等)			
11 寄付金に対する減免税措置	特定公益増進法人の有無 有 ( 年 月より) ・ 無 指定寄付金の有無： (期間：平成 年 月 日 ~ 年 月 日)			

<p>12 組織図・人員 (12年7月末現在)</p>																			
<p>13 県職員の間与 状況 (12年7月末現在)</p>	<p>常勤役員の中に元県職員が _____人 常勤職員の中に元県職員が _____人</p>	<p>理事( 人) 監事( 人)</p>																	
<p>14 会員 (12年7月末現在)</p>	<p>(社団法人対象)</p> <table border="1" data-bbox="462 1769 1436 1937"> <thead> <tr> <th data-bbox="462 1769 662 1825">区 分</th> <th data-bbox="662 1769 853 1825">正会員</th> <th data-bbox="853 1769 1045 1825">賛助会員</th> <th data-bbox="1045 1769 1236 1825">その他の会員</th> <th data-bbox="1236 1769 1436 1825">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="462 1825 662 1881">法 人</td> <td data-bbox="662 1825 853 1881"></td> <td data-bbox="853 1825 1045 1881"></td> <td data-bbox="1045 1825 1236 1881"></td> <td data-bbox="1236 1825 1436 1881"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="462 1881 662 1937">個 人</td> <td data-bbox="662 1881 853 1937"></td> <td data-bbox="853 1881 1045 1937"></td> <td data-bbox="1045 1881 1236 1937"></td> <td data-bbox="1236 1881 1436 1937"></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	正会員	賛助会員	その他の会員	合 計	法 人					個 人				
区 分	正会員	賛助会員	その他の会員	合 計															
法 人																			
個 人																			

Ⅱ 財務の状況

(単位:千円未満四捨五入)

1 収支計算の概要	二つ以上の会計部門を持っている法人は総括表により記載する。			
	項 目	9年度	10年度	11年度
	【 収 入 の 部 】			
	① 基本財産運用収入			
	② 会 費 収 入			
	③ 事 業 収 入			
	④ 補 助 金 収 入			
	⑤ 受 託 収 入			
	⑥ 受 取 利 息			
	⑦ 雑 収 入			
	⑧ 固定資産売却収入			
	⑨ 借 入 金 収 入			
	⑩ 特定預金取崩収入			
	⑪ 他会計受入収入			
	⑫ 当期収入合計			
	⑬ 前期繰越収支差額			
	⑭ 収 入 合 計			
	【 支 出 の 部 】			
	⑮ 事 業 費			
	⑯ 管 理 費			
	⑯' (うち人件費)			
	⑰ 固定資産取得支出			
	⑱ 借入金返済支出			
	⑲ 特定預金支出			
⑳ 他会計繰入支出				
㉑ 当期支出合計				
㉒ 当期収支差額⑫-㉑				
㉓ 次期繰越収支差額				

注1：正味財産増減計算書より

項 目	9年度	10年度	11年度
【 増 加 の 部 】			
㉔ 退職給与引当金取崩額			
【 減 少 の 部 】			
㉕ 固定資産除売却額			
㉖ 固定資産減価償却額			
㉗ 退職給与引当金繰入額			

注2：減価償却方法（例：定額法による税法基準の償却率）

	9年度	10年度	11年度
償却過不足額			

償却過不足額の当該年度分は㉖に加味する。

注3：退職給与引当金の引当方法

引当していない場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、前期末残高との差額を㉔に入れる。

2 財政状態の概要

項 目	9年度	10年度	11年度
㉘ 流動資産			
㉙ 固定資産			
㉚ (うち基本権/基本金)	( )	( )	( )
㉛ (うちその他の固定資産)	( )	( )	( )
㉜ 資産合計			
㉝ 流動負債			
㉞ (うち借入金)	( )	( )	( )
㉟ 固定負債			
㊱ (うち借入金)	( )	( )	( )
㊲ 負債合計			
㊳ 正味財産			
㊴ (うち当期増減額)	( )	( )	( )

3 内部留保金額

【平成11年度末現在】

総資産額

(1)財団法人における基本財産	△	_____
(2)公益事業を実施するために有している基金	△	_____
(3)法人の運営に不可欠な固定資産	△	_____
(4)将来の特定の支払いに充てる引当資産等	△	_____
(5)負債相当額	△	_____
	Ⓜ内部留保金額	=====

注：「内部留保」とは、総資産額から、次の事項等を控除したものとする。

- (1) 財団法人における基本財産
- (2) 公益事業を実施するために有している基金（事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。）
- (3) 法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等  
（固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。）
- (4) 将来の特定の支払いに充てる引当預金等：退職給与引当預金減価償却引当預金等  
（引当預金についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当預金等は、これに該当しない。）
- (5) 負債相当額（将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当預金を有しているものは除く。）

4 株式保有等の状況

銘柄	株数(保有割合)	取得価額	取得目的・理由



5 補助金等の受入

区分	交 措 国・地方 公共団体	9 年 度	10 年 度	11 年 度
補助金収入 ※1	国			
	県			
	その他			
受 託 収 入 ※2	国			
	県			
	その他			
そ の 他 ※3	国			
	県			
	その他			
計				

※1～※3の具体的な内容

### Ⅲ 財務分析

#### 1. 独立採算過不足額

収支計算書及び正味財産増減計算書を以下のように組み替えて、独立採算過不足額計算書をつくる。

(単位：千円未満四捨五入)

【独立採算過不足額計算書】		9年度	10年度	11年度
収益・利益の部	計算式			
基本財産運用収入	①			
会費収入	②			
事業収入	③			
受託収入	⑤			
受取利息	⑥			
雑収入	⑦			
固定資産売却益(損)	⑧-⑳			
退職給与引当金取崩額	㉔			
㉘小計				
費用・損失の部				
事業費	⑮			
管理費	⑯			
固定資産減価償却額	㉖			
退職給与引当金繰入額	㉗			
㉙小計				
⑳独立採算過不足(△)額	㉘-㉙			

2. 財務分析表

(単位：%小数点1桁)

比率の名称		算式	9年度	10年度	11年度
健全性	内部留保率	$\frac{\text{㉓内部留保額}}{\text{㉒総収入}}$			
	年間総収入に占める内部留保の比率。 一般的には高いほど健全だが、法人の性格によっては高すぎる内部留保は問題となる。				
健全性	管理費比率	$\frac{\text{㉑管理費}}{\text{㉒総支出}}$			
	総支出に対する管理費（法人の管理部門に要する経費）の割合。 一般的には低いほど健全だが、標準的な指標はない。指導監督基準では可能な限り50%以下とすることとされている。				
健全性	人件費比率	$\frac{\text{㉑'管理費のうち人件費}}{\text{㉑管理費}}$			
	標準的な指標はない。 指導監督基準では、管理費に占める割合が過大なものとならないようにとされている。				
採算性	正味財産対収支差額比率	$\frac{\text{㉒収支差額}}{\text{㉓正味財産}}$			
	正味財産に対する収支差額の割合。 キャッシュ・フローの余裕度を示す。				
採算性	総資産対収支差額比率	$\frac{\text{㉒収支差額}}{\text{㉑総資産}}$			
	法人の資金的成果を計る指標。 この比率は下記の総収入対収支差額比率と総資産回転率に分解される。				
採算性	総収入対収支差額比率	$\frac{\text{㉒収支差額}}{\text{㉒総収入}}$			
	総収入に対する収支差額の比率。 資金効率性の代表的指標。				

比率の名称		算式	9年度	10年度	11年度
採 算 性	総資産回転率	$\frac{\text{㊫総収入}}{\text{㊥総資産}}$	回	回	回
	総資産が1年間に何回回転したかの指標。 一般的にはサービス業（流通業）は高く、製造業は低い。				
	1人当たり年間収入	$\frac{\text{㊫総収入}}{\text{総職員}}$	千円	千円	千円
年間収入を職員数で除したもの。 一般的にサービス業（流通業）は低く、製造業は高い。 1人当たり人件費と比較すれば、人件費支出の有効性が判定できる。					
安 全 性	流動比率	$\frac{\text{㊱流動資産合計}}{\text{㊦流動負債合計}}$			
	短期的な資金の割合から債務返済能力を示す指標。 資金繰りを安定させるために高いほうが望ましい。				
	総資産対正味財産比率	$\frac{\text{㊫正味財産}}{\text{㊥総資産}}$			
総資産に対する正味財産の比率。 一般的に高めれば高いほど健全だが、高い比率の場合は相対的に内部留保が大きいことになる。					
借入金依存度	$\frac{\text{借入金等残高}}{\text{㊥総資産}}$				
総資産に対する借入金の比率。 一般的には低いほど健全。					
独 立 採 算 度	独立採算過不足割合	$\frac{\text{㊰独立採算過不足額}}{\text{㊱事業費 + ㊱管理費}}$			
法人の運営費用に対する独立採算過不足額の割合					

#### IV 自己評価に関する自由記述

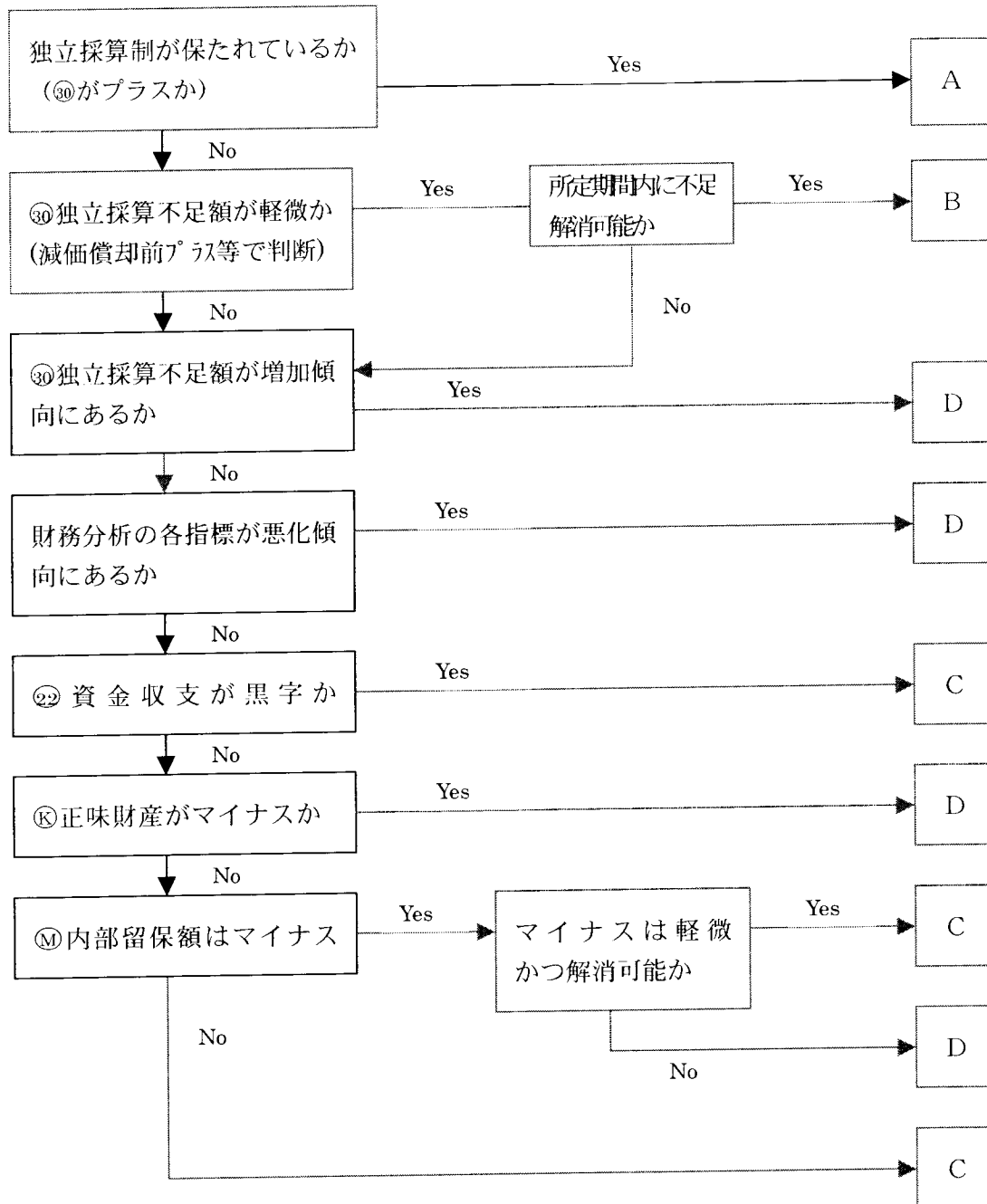
1. 設立後、現在までの社会経済情勢の変化に対応して事業内容等の見直しを行いましたか。

2. 事業遂行の効率性について、どのように自己評価していますか。

3. 経営者として把握している現在の課題・問題点は何ですか。

## V 診断票

1. 判定のフローチャート（下記の該当する Yes、No 及び A～D を丸で囲むこと）  
 <独立採算過不足額計算書他からみて>



A：良好な経営状態

B：経営努力を行いつつ事業は継続

C：事業内容の見直し等による経営改善が必要

D：深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要

## 2. 所管課判定

第三セクターの業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべきでない理由なども考慮し、判定を変更する場合にはその理由を具体的に記載する。

<所管課としての判定>      A      B      C      D

<判定変更理由>